

令和元年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和元年 2 月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2
[協同農業普及事業外部評価調書]		
普及指導活動課題 「地域プロジェクト」		
	(1) 農地集積・集約化の推進	
	(東讃農業改良普及センター)	3
	(2) G A Pの取組みによる農業経営の改善と信頼性の向上	
	(西讃農業改良普及センター)	5
	(3) スマート農業技術の現地導入の検討と推進	
	(中讃農業改良普及センター)	7
普及指導活動課題 「重点プロジェクト」		
	(1) I C Tを活用したイチゴ生産技術支援システムの開発支援	
	(農業革新支援センター)	9
[参考]	外部評価調書 I	11
	協同農業普及事業外部評価実施要領	12

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」(平成17年3月)に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	深 井 誠 一	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	白 井 悠 貴	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	板 野 利 信	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	野 田 法 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	久保田 英 俊	久保田税理士事務所 所長 (税理士)

2) 評価対象課題の選定

評価委員会(第1回)において、普及指導活動課題「地域プロジェクト」及び「重点プロジェクト」に関する課題の中から、さらに詳細な説明を聞きたい課題として、委員により次の4課題が選定された。

- (1) 農地集積・集約化の推進 (東讃農業改良普及センター)
- (2) G A P の取組みによる農業経営の改善と信頼性の向上 (西讃農業改良普及センター)
- (3) スマート農業技術の現地導入の検討と推進 (中讃農業改良普及センター)
- (4) I C T を活用したイチゴ生産技術支援システムの開発支援 (農業革新支援センター)

3) 評価項目および評価の観点

各課題ごとに次の5項目を評価した。

(1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初の計画を変更する必要はないか。

(3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

[観 点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

〔観 点〕 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

- (1) 普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
- (2) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- (3) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

- (1) 日時・場所 令和元年8月26(月) 香川県庁北館3階 303会議室
- (2) 出席委員 深井委員長、大西委員、板野委員、野田委員
- (3) 議題 「評価対象課題の選定」

2) 評価委員会(第2回)

- (1) 日時・場所 令和元年11月20日(水) 香川県農業試験場 第1・2会議室
- (2) 出席委員 深井委員長、六車委員、大西委員、白井委員、板野委員、谷本委員、久保田委員
- (3) 議題 「評価対象課題の詳細説明」

3) 評価委員会(第3回)

- (1) 日時・場所 平成令和元年12月16日(月) 香川県庁本館12階 第5会議室
- (2) 出席委員 深井委員長、大西委員、田村委員、板野委員、野田委員、谷本委員、久保田委員
- (3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

今回の委員会を通して的確な指摘を受けたので、それらを踏まえて、できることから改善するとともに、次年度の普及指導活動に反映させてまいりたい。

終わりに、各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げる次第である。

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	1（東讚農業改良普及センター）		
普及指導課題名	農地集積・集約化の推進		
普及活動期間	平成31年度～32年度 （令和元年度～2年度）	担当者数	13人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>農地中間管理事業は平成26年度から開始され、5年が経過した。担い手への農地の集積面積は着実に増加しているものの、国や県が目標とする集積率の達成は難しい状況である。また、平成24年から作成している人・農地プランについても、情勢が変化する中において、地域内での話し合いが低調となっている。</p> <p>このことから、地域（集落）の徹底した話し合いにより、人・農地プランを実質化させ、担い手への農地の集積・集約化を加速させる必要がある。</p> <p>そこで、①関係機関との連携による農地集積の支援、②人・農地プランの実質化の支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（31年度当初→32年度末目標）]</p> <p>関係機関が一体となって推進体制を構築するとともに、地域（集落）において、農業者等による徹底した話し合いにより、人・農地プランを実質化させ、一層の担い手への農地の集積・集約化を目指す。</p> <p>○農地の集積・集約化に向けた運営支援回数（9→24回）</p>		

総合評価	評価基準		A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>		
場 合 の 条 件	なし		
ア ド バ イ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員と時間なので、地域を選定してそこに注力するという方針はよい。しかし、話し合いの内容が見えにくいので、関係機関との役割分担をふまえながら、優先地域において、普及センターが具体的にどう活動していくのかを明確にして、スケジュール感をもってすすめてもらいたい。 ・地域内の話し合いの体制づくりに、日本型直接支払交付金事業の体制を活用してはどうか。 ・耕作放棄地や担い手の情報、獣害対策等、集落ぐるみで取り組まねばならない課題を多面的に地域で共有する話し合いを主導する役割を引き続き担っていただきたい。 ・耕作放棄地の解消により、獣害対策までに発展させていただきたい。 		
参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積は時の経過とともに難しくなると思われる。 ・担い手への集約・集積は、効率的な経営のためには必要である。 ・人・農地プランの実質化に向けた取組みとして、プロジェクトチームを設置し、工程表に沿って全体会や市町との打合会を開催、優先取組地域を選定して進めている状況がよく分かった。 		

- ・打合会はかなり活発なように見えるので、その意味では進んでいるのではないか。
- ・困難な面もあるかと思うが、大切な課題なのでしっかりと推進してください。

評価対象機関の考え方

(令和2年2月5日回答 東讃農業改良普及センター)

○役割分担とスケジュール

「人・農地プランの実質化」に向け、本年度、優先推進地域を各市町1カ所程度選定して重点的に取り組むこととしている。国からは、①アンケートの実施、②アンケート結果を基に地図の作成、③地域の話合いの実施、④話合い結果をとりまとめ・公表するよう手順が示されている。

こうした中、普及センターでは、担い手への農地集積・集約化を推進するため、プロジェクトチームを設置して、各市町との連携体制を整えた。優先地域において、市町や農業委員会が行うアンケートや地図作成を支援するとともに、地域のリーダー等と協力しながら話合いをリードし、地域の問題点を洗い出しながら、次年度当初までに結果がとりまとめできるよう取り組んでまいりたい。

また、その他の地域においても、市町や農業委員会等が主体となった取組みが可能となるよう、優先推進地域で得たノウハウを共有しながら、次年度中の結果とりまとめ・公表に向けて支援してまいりたい。

○話合いの体制づくり

管内の各市町が想定している人・農地プランの作成エリアは、集落単位から香川県農業協同組合の支店単位と様々である。こうした中、集落における農業者組織や水利組合、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織、地区再生協議会など様々な話合いの場があることから、こうした組織とも連携して取り組んでまいりたい。

○地域課題の抽出と支援

前記のように優先推進地域における話合いをリードする中で、人・農地プランの実質化をはじめ、耕作放棄地や鳥獣被害の発生など様々な地域の課題を抽出するとともに、当センターのプロジェクトチームのメンバーで共有し、課題に対応する担当者が協力しながら解決に向けて取り組んでまいりたい。

○人・農地プランの実現に向けた支援

本取組を通じて作成された人・農地プランについては、話合いをしながら継続的に見直しを行いつつ、地域農業の将来を担う担い手に農地が集積・集約化され、有効に活用されることが重要である。このため、地域農業・農村の活性化に向けて、地域の農業者や市町、農業委員会等、関係機関・団体と連携・協力しながら、その実現に向けて支援してまいりたい。

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	2（西讃農業改良普及センター）		
普及指導課題名	GAPの取組みによる農業経営の改善と信頼性の向上		
普及活動期間	平成30年度～32年度 （令和2年度）	担当者数	10人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>農業者がGAP（農業生産工程管理）を取り入れることは、農産物の安全性・品質の向上、環境保全、労働安全を確保するうえで、有効な取組みであり、農業者の関心も高まっている。</p> <p>今後、GAPの重要性はさらに増していくものと考えられ、農業者の経営発展に向けて国際水準のGAPの取組みを推進することが求められる。</p> <p>そこで、①GAPの普及・啓発活動、②GAPの実践（GAPをする）に対する支援、③GAPの認証取得（GAPをとる）に対する支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（30年度当初→32年度末目標）]</p> <p>管内の生産者が、GAPに対する理解を深め、生産活動の各工程で適切な管理や作業が実施され、記録・点検・評価による持続可能な農業の実践、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保、さらには経営改善が図られることを目指す。</p> <p>○GAPを実践している産地数（経営体を含む）（13→28産地）</p> <p>○GAP認証取得に向けて指導を行った経営体数（0(2)→20(10)経営体）</p> <p style="text-align: right;">（ ）は認証取得数</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C 実施する必要はない	
場・継続する条件	なし	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・GAP認証はすべての経営体が必ず受けなければならないものではないので、単なる数値目標ではなく推奨すべき経営体の数に対する達成度のような評価はできないか。 ・GAPを農業経営に真に活かせる経営体の特徴（大手企業との取引、外国人研修生等にも作業指示を明確にできる等）を再確認して、ターゲットを絞ってもよいのではないか。 ・「GAPをする」に対する支援として、「チェックシート入門編」を作成し、経営者自らが認識の不十分な点をチェックできるようにしてはどうか。 ・急いで認証を取ると更新時に問題が出やすいと思われるので、「GAPをする」段階を十分にとり、定着するように指導いただきたい。 ・資料では様々なメリットが強調されているが、デメリットも認識すべきではないか。 ・消費者の認知度が高まらなければニーズが増えず、浸透していかないので、消費者や流通業者の認知度向上のための対策にも期待したい。 	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">その他参考意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GAP取得は大変だろうが、将来的には重要なことになると思う。 ・「GAPをする」ことにより、経営管理・農業生産管理においてAI、ICTの導入がスムーズになる。 ・GAP取得支援を推進する体制（知る、する、とるの各フェーズ）、実際に取得済みの法人や農業高校の事例、GAPのメリット、課題、今後の取組みの方向性が分かりやすく整理されていた。 ・発表では、研修会、コンサルタント活動等とくくられており詳細な活動が見えにくかったが、具体的な普及指導活動を望む。
<p style="writing-mode: vertical-rl;">評価対象機関の考え方</p>	<p style="text-align: center;">（令和2年2月5日回答 西讃農業改良普及センター）</p> <p>○普及指導対象</p> <p>香川県農業・農村基本計画において、GAPに取り組む産地数を指標として、広く取組みの必要性や内容を理解いただくよう推進している。今後、GAPに対する理解が浸透した後は、経営体の特徴から重点指導対象を抽出し、その数に対する達成度のような評価についても検討してまいりたい。</p> <p>○普及指導方法</p> <p>普及センターが開催する研修会のほか、各種講習会等の機会を捉えて、導入の効果や具体的な取組方法、世界におけるGAPやフードチェーンの情勢等の最新情報を提供するほか、基本的な取組みである「チェックシート」の記入による農場のレベルの確認を通して、GAPに対する意識改革や農場レベル向上を支援してまいりたい。</p> <p>また、認証取得を希望する生産者には、GAP指導員資格を持った普及指導員がコンサルタント活動の手法により、食品安全、環境保全、労働安全を確保・維持できるよう指導するとともに、補助事業や外部アドバイザーを紹介するなど、認証取得のスケジュールにあったサポートをしていきたいと考えている。</p> <p>なお、これらの指導の際、初期の段階では、生産者は、記帳に手間がかかることや経費の負担を感じる事が想定されることから、丁寧に説明してまいりたい。</p> <p>○GAPの認知度向上</p> <p>消費者や流通業者のGAPに対する認知度が向上することで、認証農場へのニーズが高まると考えられていることから、国やGAP協会等が行う大消費地での広報活動や販売促進イベントに参画するほか、認証取得農場の経営者は、率先して、取引先や消費者に、食品安全や農場の改善効果等のGAP認証農場の価値をアピールしていくよう働きかけたい。</p>

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	3（中讃農業改良普及センター）		
普及指導課題名	スマート農業技術の現地導入の検討と推進		
普及活動期間	平成31年度～32年度 （令和元年度～2年度）	担当者数	10人
普及活動の概要	<p>〔課題化の背景と普及活動事項〕 農林水産省では、先端技術を活用したスマート農業技術開発・実証の取組みを行うことになった。本県の立地や気象条件などに適したスマート農業の導入を速やかに進めるため、平成31年度から行政、試験研究など関係機関と連携し、社会実装に必要なスマート農業の取組みを支援する。 そこで、①各品目における導入及び推進の検討、②スマート農業技術の実証支援に取り組む。</p> <p>〔計画期間終了時の姿と成果指標（31年度当初→32年度末目標）〕 本県に適したスマート農業の技術体系の事例を確立し、社会実装の加速化を目指す。 ○スマート農業技術の導入支援（0→2カ所）</p>		

総合評価	評価基準		A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C 実施する必要はない</p>		
場 合 の 継 続 す る 条 件	なし		
ア ド バ イ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のICT、AI技術の限界を踏まえ、現場の生産向上にどう寄与できるのか、その目標を明確にして実施するように留意していただきたい。 ・ICT、AIに頼る農業では緊急時における対応が不十分な場合があるので、個人の経験を反映する必要があると考える。 ・本県の特徴である狭小かつ分散しているほ場条件の中で効率的な農業経営を進めるためのモデルを模索し、様々な野菜品目への展開も図っていくための、本県ならではのスマート農業のあり方を探っていただきたい。 ・農業者の誰もがICTを活用できるようになるのが理想ではあるが、それが困難なことだというのは理解できる。加速化には、ICTを活用すれば所得の向上につながるということを実証することが大切である。 		
参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・データによる見える化は生産技術、経営管理については必要である。 ・ICTへの期待度は高いと思われるので、必要性はかなり認められると考える。 ・事例を見る限り計画は妥当だと考えられる。 ・スマート農業には様々な形態の取組み方がある中で、データに裏付けされた農業経営は喫緊の課題であり、緊急性・必要性、計画の妥当性は高い。 		

(令和2年2月5日回答 中讃農業改良普及センター)

○現場に合致したスマート農業技術導入

近年の農業・農村を取り巻く情勢や課題（生産者の高齢化、労働力不足、耕作放棄地の増加、価格低迷、温暖化の影響等）に対応するとともに、県において、導入効果が高いICT・AI技術の検討を進め、本県農業に合致したスマート農業技術体系の確立と情報提供に努めてまいりたい。

○先進農家の経験活用

持続可能な農業の推進に向けて、熟練の生産者や先進農家の経験をデータに裏付けされた「見える化」するとともに、その活用や方策を検討し、人材育成の観点からも普及活動を深化させてまいりたい。

○技術及び経営改善効果の実証

現在取り組んでいるスマート農業加速化実証プロジェクトにおいて、本県農業の「弱み」でもある狭小かつ分散しているほ場条件における技術的効果のみならず経営改善効果の実証を行っているところであり、総合的な技術体系の確立とICT・AI技術導入の気運の醸成、社会実装の加速化に向けた支援を強化してまいりたい。

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	4（農業革新支援センター）		
普及指導課題名	ICTを活用したイチゴ生産技術支援システムの開発支援		
普及活動期間	平成28年度～31年度 （令和元年度）	担当者数	4人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>本県のイチゴは、独自の「養液栽培システム（らくちん栽培）」を中心とする高設式養液栽培の普及により、作業負担の軽減が図られるとともに、高品質安定生産に取り組むことで消費者や市場からも高い評価を得ている。近年、のれん分けによる新規就農や規模拡大する生産者も出てきている。</p> <p>今後、本県のイチゴ生産を持続発展させるためには、収益性の向上とともに、農業を担う人材を確保・育成する必要がある。そのためには、優良生産者の高度な生産技術のノウハウを次世代に伝承すると共に、生産者相互が情報交換することで技術水準を高める取組みが求められている。</p> <p>そこで、生産技術支援システムの開発と実証を行う。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（28年度当初→31年度末目標）]</p> <p>システムを確立することにより、収益性の向上や技術の継承につながる。 ○システムの開発（0→1システム）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
場 合 の 継 続 す る 条 件	なし	
ア ド バ イ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・イチゴ生産をよいモデルとしてICT生産支援システムが開発されていくことの意味は大きい。一方で、現行の環境データから篤農家の暗黙知にせまれるのかどうかについては疑問がある。技術の限界をよくわきまえて普及していただきたい。 ・収量格差の課題に対して、熟練農家の技術の共有を通じた分析と、産地としてノウハウの横展開を図っていただきたい。 ・企業秘密にしたいノウハウやデータ提供に対して消極的な農家も多くいると思われ、産地の一体感をもって取り組むという機運を盛り上げるため、普及センターのソフト面の役割が求められる。 ・最終的には、誰もが手軽にICTを活用できるようになることが目標かと思うので、イチゴ生産に特化して得た技術を他の農産物に応用していくという視点が大切である。 	

<p>その他参考意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用は全国的に進展していくので、必要性はかなり高いと思われる。 ・平成9年に導入された高設養液栽培システムは高い普及率に達しており、実績と信頼の高い成熟したシステムにあることがよく分かった。さらにレベルを高めるための次のテーマである収量格差の課題に対して、緊急性・必要性、計画の妥当性が大いに認められる。 ・高度な技術が要求されると思うので、高専との協力関係があるのは大きな強みだと思う。 ・研究については十分であるので、普及活動推進が必要である。更新、導入に対する助成・支援を確立することを望む。
<p>評価対象機関の考え方</p>	<p>(令和2年2月5日回答 農業革新支援センター)</p> <p>○システムの有効活用</p> <p>本システムを活用し、収集した環境・生育データを産地内で分析し、生産や品質の向上につなげるよう、熟練農家の意見も踏まえ取り組むとともに、県内で横展開できるよう情報提供に努めてまいりたい。また、生産者と指導者とのデータの共有化により、適切な指導を迅速に行うよう推進してまいりたい。</p> <p>○他品目への活用</p> <p>イチゴ同様に環境制御装置が普及している施設園芸品目（トマト、ミニトマト）にも、本システムの活用は可能と考える。栽培管理の実証とマニュアルの作成、新たな品目や栽培方法の活用に向けたデータ収集や検証を進めてまいりたい。</p>

外部評価調書 I (令和元年度)

	普及指導課題	機関名	評価基準		
			A 計画の通り普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件として実施するのが適当	C 実施する必要はない
地域プロジェクト	農地集積・集約化の推進	東讃農業改良普及センター	○		
	GAPの取組みによる農業経営の改善と信頼性の向上	西讃農業改良普及センター	○		
	スマート農業技術の現地導入の検討と推進	中讃農業改良普及センター	○		
重点プロジェクト	ICTを活用したイチゴ生産技術支援システムの開発支援	農業革新支援センター	○		

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日 17農経第30887号 農業経営課長
一部改正 平成23年8月3日 23農経第23845号
一部改正 平成28年7月26日 28農経第38882号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

(1) 外部評価対象の課題選定

①「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成28年3月制定）で設定した普及指導活動の基本的課題に沿って策定した普及指導活動課題から評価する課題を選定する。

- 1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立
 - 1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進
 - 2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成
 - 3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進
 - 4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成
- 2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化
 - 1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興
 - 1) -2 優良種子の生産支援
 - 2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展
 - 3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展
 - 4) 力強いオリーブ産業の振興
 - 5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展
 - 6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展
- 3 生産基盤の確保と農村の活性化
- 4 地域プロジェクト
- 5 重点プロジェクト

②次に、選定された基本的課題に関係する、各普及センターおよび農業経営課が策定した普及指導計画に計上された課題から評価対象を選定する。

③選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（①～③の具体的な方法は第6に記載）

(2) 外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

(3) 外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル(計画→実施→点検および是正→見直し)を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- (1) 東讃農業改良普及センター
- (2) 小豆農業改良普及センター
- (3) 中讃農業改良普及センター
- (4) 西讃農業改良普及センター
- (5) 農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」(以下「推進検討会」という。)の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」(以下「評価委員会」という。)をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 各普及センターおよび農業経営課の普及指導計画に設定した普及指導活動の課題または普及活動事項を整理した普及指導活動一覧(様式1)の中から、事務局が各普及センターと協議の上で課題を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。
ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 委員は、第6で選定された課題について、外部評価調書Ⅰ（様式2）により評価を行う。
- (2) 1) 第1回目の外部評価により決定した「さらに詳細な説明を聞きたい課題」については、第7で定めた外部評価の項目について、外部評価調書Ⅱ（様式3）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、外部評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅲ（様式4）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅲに掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
 - ①普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
 - ②より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
 - ③参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅲにより回答する。
- (3) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

- (1) 評価対象機関は、次の提出書類（普及指導計画・自己評価（様式5））を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ收受した書類を送付する。
- (2) 外部評価は、本要領に定める各様式を用いて実施する。
- (3) (1)の普及指導計画には次の項目を計上する。
 - ①普及指導活動課題名
 - ②計画期間
 - ③担当部署・担当者名
 - ④支援対象者
 - ⑤現状および問題点
 - ⑥目標・あるべき姿
 - ⑦前年度までの活動経過および実績
 - ⑧関係機関名
 - ⑨関連事業名
 - ⑩年次別の成果指標（目標及び実績）
 - ⑪当該年度計画（普及活動事項、対象者、目標項目および現状値、当該年度の到達目標、主な活動内容及び手段など）
 - ⑫普及指導活動の進捗状況
 - ⑬目標達成の見込み
 - ⑭普及指導活動上の成果と問題点
 - ⑮普及指導活動の体制
 - ⑯自己評価

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（平成28年度～32年度）

普及指導活動課題	普及センター	評価実施
1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立		
1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讚、小豆 中讚、西讚	
2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讚、小豆 中讚、西讚	
3) 女性農業者の確保・育成と活躍促進	東讚、小豆 中讚、西讚	
4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成	東讚、小豆 中讚、西讚	
2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化		
1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地 利用型作物の生産振興	東讚、小豆 中讚、西讚	
1) -2 優良種子の生産支援	中讚	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の 持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
4) 力強いオリーブ産業の振興	東讚、小豆 中讚、西讚	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持 続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持 続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
3 生産基盤の確保と農村の活性化		
	東讚、小豆 中讚、西讚	
4 地域プロジェクト		
	東讚、小豆 中讚、西讚	
5 重点プロジェクト		
	農業経営課 (革新支援 グループ)	

整理番号		
普及指導課題名		
評価項目	採点	コメント
緊急性・必要性		
普及計画の妥当性		
進捗状況・活動目標に対する達成度		
普及指導活動による成果の波及効果		
普及活動体制等の妥当性		
意見		

評価の項目（各項目とも5段階評価）

<p>○緊急性・必要性</p> <p>●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 かなり認められる</p> <p>3 認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p>○普及計画の妥当性</p> <p>●支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>●当初の計画を変更する必要はないか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 かなりある</p> <p>3 ある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p>○進捗状況・活動目標に対する達成度</p> <p>●当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 かなり進んでいる</p> <p>3 進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>○普及指導活動による成果の波及効果</p> <p>●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 かなり進んでいる</p> <p>3 進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>○普及活動体制等の妥当性</p> <p>●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 かなり期待できる</p> <p>3 期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

様式4

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	
	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
	C 実施する必要はない	
継続する場合の条件		
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(平成 年 月 日)	

様式5

1 普及指導計画

〇〇農業改良普及センター

整理番号		担当者	
課題名		計画期間	
課題化の背景	前年度までの活動経過 および実績		
目標・あるべき姿			
関係機関名			
関連事業名			
目標項目（目標及び実績）	28年度	29年度	30年度
	当初目標		
	年度末実績		
	28年度	31年度	32年度
			到達目標
			備考
平成〇年度活動事項及び活動内容等（5年計画〇年目）			
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末到達目標
			主な活動内容及び手段

普及指導活動の進捗状況	
目標達成の見込み	
活動上の成果と問題点	
普及指導体制の構築	※普及指導活動体制図を添付する

2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められる 2 あまり認められない 1 認められない
普及計画の妥当性			
進捗状況・活動目標に対する達成度			
普及指導活動による成果の波及効果			
普及活動体制等の妥当性			
合計（平均点）			※採点基準は様式3に準拠する。